

令和6年6月14日

児童虐待防止対策支援事業実施要綱（児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金実施要綱）
（令和6年4月10日改正）より抜粋

20 こども若者シェルター・相談支援事業

（1）趣旨

虐待等に苦しむ10代から20代のこども・若者は、一時保護や施設入所等を望まない、あるいは年齢により対象とならない場合もある一方で、家庭内での虐待の状況等に応じた様々なニーズを抱えていることから、こうしたこども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保することを目的とする。

（2）実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、実施主体は（4）に掲げる事業内容の全部又は一部について、年間を通じてこども若者支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができる。

（3）対象者

虐待等により家庭等に居場所がない10代からおおむね20代のこども・若者であって、都道府県等が本事業の対象とすることが適当と認めた者（以下「こども・若者」という。）とする。

（4）事業内容及び実施方法

都道府県等はこども若者シェルター・相談支援事業（以下「本事業」という。以下同じ。）を実施する場合、①の事業を行うことを必須とし、②から⑤の事業については、対象者のニーズ等に応じて実施することができる。

① 宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援（こども若者シェルター）

都道府県等は、こども若者シェルターを利用したいというこども・若者本人の意向があり、身体的・心理的な状態や家庭環境等により、保護者の元に戻すことが難しく、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、当該こども・若者に、その希望に応じて宿泊も可能な居場所を提供し、食事の提供などの生活支援や相談支援を以下の通り実施すること。

ア 宿泊可能な居場所の利用人数

宿泊利用の人数はおおむね6人とする。ただし、緊急的に受入れや地域・当該居場所に供する設備等により、宿泊利用の人数に増減があることは差し支えない。また、宿泊以外の時間帯における居場所の利用については、宿泊利用の人数を超えて利用させることとして差し支えない。

イ 職員

(ア) 管理者1名及び支援員3人以上配置すること。ただし、支援員を2人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者。非常勤可）をもって代えることができること。また、管理者については、支援員と兼ねることができること。

(イ) 管理者は児童福祉事業等において10代からおおむね20代の子ども・若者の支援に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者であること。

(ウ) 支援員は子ども・若者の支援の理解と熱意を有する者であって、子ども・若者に対して適切な生活支援等ができる者であること。

(エ) 子ども・若者がいる時間帯（夜間を含む。）は支援員を1人以上配置すること。ただし、子ども・若者の年齢や生活の状況等からみて子ども・若者の安全確保等の観点から支障がないと認められる場合において、子ども・若者一人にそれぞれ賃貸物件の一室を居室として利用させるような形態をとることにより、子どもの居室がある場所に支援員を配置することが困難な場合には、以下a及びbを満たしていれば、子ども・若者の居室とは別の近隣の建物に所在している事務所等に支援員を配置することとして差し支えない。

a 子ども若者シェルターを利用している子ども・若者からの連絡等に応じて子ども若者シェルターの状況を確認する等必要な対応がとれる体制を確保すること。

b 毎日1回以上子ども・若者の居室を巡回し、子ども・若者の状況の確認や必要な相談支援を行うこと。

ウ 設備等

(ア) 都道府県等が子ども・若者に対する支援として、適当と認めた場所であること。（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

(イ) 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が子ども・若者に対して適切な支援を行うことができる形態であること。

- (ウ) 個々の入居者の居室面積は、健康で文化的な住生活を営める広さを確保することとし、一居室当たりの入居者は個室が原則であること。ただし、緊急的に宿泊利用の受入れを行う必要がある場合は、この限りではないこと。また、本事業は、こども・若者が緊急的・一時的に利用することが想定される事業であることから、こども・若者間のトラブルを防止する観点から、性別に応じて居室のフロアを分けて安全管理を徹底するなど、居室の適切な設定・管理に十分配慮すること。
- (エ) 居間、食堂等こども若者シェルターを利用しているこども・若者が相互交流することができる場所を有していることが望ましいこと。なお、相互交流することができる場所はこども・若者の居室と別の近隣の建物に所在していることでも差し支えないこと。
- (オ) 保健衛生及び安全並びにプライバシーの保護について、十分考慮されたものでなければならないこと。また、保健衛生については、地域の医療機関と必要な連携を図ること。

エ 居場所の提供期間

居場所の提供による支援はおおむね2か月までとする。ただし、こども・若者の最善の利益の観点から引き続き同居場所で支援をしていく必要があると認められるときは、引き続き支援することができる。その際、委託で実施する場合には、都道府県等と相談すること。なお、支援が2週間を超える場合には、支援計画を策定すること。

オ 生活支援、相談支援

こども・若者が自立にした生活を営むことができるよう、こども・若者が置かれている環境に応じて以下に関する必要な支援を行うこと。

- (ア) 現在の悩みや今後の生活に関すること
- (イ) 対人関係、健康管理、食事等日常生活に関すること
- (ウ) 児童相談所や市町村等関係機関との必要な連携
- (エ) 当該こども若者シェルターを退所したこども・若者に対する相談支援

カ 食事の提供その他日常生活に必要な費用

- (ア) 都道府県等は、こども若者シェルターによる居場所の提供期間中におけるこども・若者への食事の提供その他日常の生活で通常必要となるものについては、以下の場合を除き、都道府県等において負担すること。
 - a 当該こども・若者が就職等しており、食事の提供その他日常の生活で

通常必要となる費用の負担が可能な場合

b 当該こども・若者が児童福祉法等関係法令に基づく委託一時保護など他の国庫補助金等の補助を受けている場合

(イ) 上記(ア). aによりこども・若者に負担させることができる金額は、運営規定等で都道府県等が定めた額以下とし、あらかじめこども・若者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、こども・若者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

キ 注意事項

(ア) 支援を行う場合は、こども・若者本人の同意を得ること。また、こども・若者が宿泊を希望する場合には、可能な限りこども・若者の希望に沿うこととし、共有スペースの活用等によっても対応できない等こども若者シェルターを提供している建物等で受け入れできず、かつ、こども・若者の状況に緊急性がある場合には、宿泊施設の手配や他の支援機関へのつなぎ等こども・若者の安全を確保するために必要な対応をとること。

(イ) 利用者が児童福祉法第4条に定める児童(18歳に満たない者。以下「児童」という。)の場合は、親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)へ連絡した上で支援を実施することを原則とする。親権者等への連絡に当たっては、こども若者シェルターやこども若者シェルターより委嘱を受けている弁護士等からの連絡を基本とし、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者等が同意をすることが想定できず、親権者等に連絡することにより、児童の生命及び身体等に危険が生じるおそれがあり、緊急的に受け入れざるを得ない場合は受け入れを行った上で、児童相談所、警察等の関係機関と十分連携・協議し、児童の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

なお、こども若者シェルターが児童相談所に親権者等への連絡や一時保護委託等を相談する場合には、こども若者シェルターは原則、当該こどもの保護者の居住地を管轄する児童相談所に相談すること(居住地主義)とし、当該こどもの保護者の居住地が不明な場合や、夜間帯等当該保護者の居住地を管轄する児童相談所に相談することが容易でない場合には、当該こどもの現在地を管轄している児童相談所に相談すること。相談を受けた児童相談所においては、児童の状況や児童の親権者等の居住地、一時保護委託の実施の要否等を踏まえて、必要な対応を行うこと。

(ウ) 児童による説明等から当該児童が保護者からの児童虐待を受けたと思われる場合や要保護児童に当たるような場合は、児童虐待防止法第6条及び児童福祉法第25条の規定に基づき、児童相談所等への通告を行う必要があるが、当該児童が通告を拒否しており、通告をすることにより児童の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合は、緊急的に受け入れを行った上で、可能な限り速やかな通告を行うことができるよう、当該児童に児童相談所の役割や今後想定される対応等について説明してその理解を得るように努めること。

(エ) こども・若者の安心・安全を守る事業目的の観点から、こども・若者に対し事業所所在地の秘匿をはじめとする生活上のルールがある場合には、利用前にこども・若者に対し、説明資料等に明記のうえ、説明を明示的に行い、こども・若者本人が生活上のルールを理解・納得した上で、利用を開始すること。

② 心理療法（カウンセリング）支援

こども・若者に心理療法（カウンセリング）が必要な場合に適切に支援が行うことができるよう、心理療法担当職員を配置する。なお、心理療法担当職員は一時保護施設設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）第22条に定める心理療法担当職員に該当する者であること。

③ 日中の居場所の提供、就労支援・就学支援

ア 日中の居場所の提供

(ア) 4①に定めるこども若者シェルターの宿泊利用者及びこども若者シェルターの宿泊利用者以外のこども・若者に対し、宿泊を伴わない居場所の提供、相談支援を行う。なお、こども若者シェルターの宿泊利用者だけの利用の場合は本項に定める日中の居場所の提供には該当しない。

(イ) 開所時間はこども・若者のニーズに十分に応じることができるよう設定すること。

(ウ) こども・若者の安心・安全を守る事業目的の観点から、こども若者シェルターの所在地を秘匿している場合には、こども若者シェルター所在地以外のこども・若者の安心・安全を提供できる場所において実施すること。

(エ) 必要に応じ、現在のこども若者シェルターの宿泊利用者とこども若

者シェルター経験者との交流や、日中の居場所の提供を利用することも・若者との交流などの機会を設けること。

イ 就労支援・就学支援

4①に定めるこども若者シェルターの宿泊利用者及びこども若者シェルターの宿泊利用者以外のこども・若者が就労または就学の支援を希望する場合に、公共職業安定所など関係機関への同行や連絡調整、就職に係る情報提供や面接指導等の就労支援、こども・若者の習熟状況に応じた学習支援、こども若者シェルターからの通学支援、進路相談等の就学支援ができるよう職員を配置する。また、異なる年齢のこども若者シェルター利用者が就学支援を希望する場合には、単一的な学習教材ではなく、一人一人の習熟状況に応じた学習教材を提供すること。なお、こども若者シェルターの宿泊利用者だけの利用の場合は本項に定める就労支援・就学支援には該当しない。

④ 弁護士連携支援

こども・若者が金銭トラブル等の法律的な課題を抱えている場合に適切な支援ができるよう、弁護士との委嘱契約等により、必要時に弁護士による相談・助言、関係機関との連絡調整等の支援を受けられる体制を確保すること。

⑤ 送迎支援

こども・若者の安心・安全を確保した上で、深夜に保護者の元や、児童相談所の一時保護施設等にこども・若者が移動する場合、都道府県等はこども若者シェルター所在地から保護者の居住地、こども若者シェルター所在地から一時保護施設所在地等必要に応じ送迎を行うこと。

(5) 留意事項

① 個人情報の適切な管理に十分配慮し、原則としてこども・若者の同意を得た上で関係者間での情報の共有に努めるとともに、職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないように、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても、守秘義務を課すこと。

② こども・若者がこども若者シェルター退所後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて、都道府県等が把握している当該こども・若者の退所後の状況について、個人情報保護法に十分留意し、原則としてこども・若者の同意を得た上で関係機関に対して情報提供を行うこと。

③ こども・若者がこども若者シェルター退所後においても、必要な支援を行うこと。

(6) 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合、既存事業の対象経費については、本事業の補助対象とならない。